

## 第91号議案

豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(条例で定める開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）第7条第2号ウ（公務員等の氏名に係る部分に限る。）に掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市の機関等が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」と、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年

豊川市条例第 号) 第 4 条の規定により読み替えて適用される前条第 1 項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第 5 条 法第 8 9 条第 2 項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの交付による開示にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について法第 8 7 条第 1 項に規定する市の機関等が定める方法による開示にあつては当該方法による開示に要する費用を負担しなければならない。

(豊川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第 6 条 市の機関等に法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項に規定する審査請求があつたときは、豊川市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 1 3 年豊川市条例第 5 号) 第 1 条第 1 項に規定する豊川市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

2 市の機関等は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市の機関等が特に必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(豊川市個人情報保護条例の廃止)

2 豊川市個人情報保護条例(平成 1 6 年豊川市条例第 3 1 号)は、廃止する。

(豊川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の豊川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前に旧条例第9条第2項に規定する受託業務に従事していた者又は旧条例第47条の2の規定により読み替えて準用する旧条例第9条第2項の規定による管理業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第28条又は第35条の規定による請求が旧実施機関にされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年

以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(豊川市情報公開条例の一部改正)

8 豊川市情報公開条例(平成13年豊川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第13条 第11条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から<u>14日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日以内</u>にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会 <u>                    </u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第13条 第11条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から<u>起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して45日以内</u>にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> |

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を除く。)、他の条例(豊川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年豊川市条例第 号)を除く。)、規則その他の規程(以下「他の制度」という。)の規定により公文書を開覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けること(以下「開覧等」という。)ができる場合には、当該公文書の開覧等については、当該他の制度の規定による。

(費用の負担)

第18条 この条例による公文書の開示に要する費用は、開覧又は視聴による開示にあっては無料とし、文書、図画、写真又はフィルムの写しの交付による開示にあっては当該写しの作成及び送付に要する費用、電磁的記録について実施機関が定める方法による開示にあっては当該方法による開示に要する費用につき開示請求者の負担とする。

2 この条例による情報の提供のうち公文書の開示に準じて取り扱うべきものに要する費用については、開覧による提供にあっては無料とし、文書、図画、写真又はフィルムの写しの交付による提供にあっては当該写しの作成及び送付に要する費用、電磁的記録について実施機関が定める方法による提供にあっては当該方法による提供に要する費用につき情報の提供を受ける者の負担とする。

(公文書の検索資料)

第24条 (略)

(情報公開に関する審査会への諮問)

第24条の2 実施機関は、情報公開に関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(実施状況の公表)

第25条 (略)

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 他の条例(豊川市個人情報保護条例(平成16年豊川市条例第31号)

\_\_\_\_\_を除く。)、規則その他の規程(以下「他の制度」という。)の規定により公文書を開覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けること(以下「開覧等」という。)ができる場合には、当該公文書の開覧等については、当該他の制度の規定による。

(費用の負担)

第18条 この条例による公文書の開示に要する費用は、開覧又は視聴にあっては無料、写しの交付にあっては当該写しの作成及び送付

\_\_\_\_\_に要する費用につき開示請求者の負担とする。

2 この条例による情報の提供のうち公文書の開示に準じて取り扱うべきものに要する費用については、開覧にあっては無料、写しの交付にあっては当該写しの作成及び送付

\_\_\_\_\_に要する費用につき情報の提供を受ける者の負担とする。

(公文書の検索資料)

第24条 (略)

(実施状況の公表)

第25条 (略)

(豊川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

9 豊川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年豊川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）<u>並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊川市条例第 号）及び豊川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年豊川市条例第 号）</u>（以下「情報公開条例等」という。）の定めるところにより、その権限に属することとされた事項を処理するため、豊川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、<u>実施機関又は市の機関等（以下「実施機関等」という。）</u>に意見を述べることができる。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>情報公開条例等</u> _____において使用する用語の例による。</p> <p>(調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、審査請求に係る事件の調査審議において必要があると認めるときは、当該<u>実施機関等</u>に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>実施機関等</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、審査請求に係る事件の調査審議において必要があると認めるときは、当該<u>実施機関等</u>に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）<u>及び豊川市個人情報保護条例（平成16年豊川市条例第31号）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の定めるところにより、その権限に属することとされた事項を処理するため、豊川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、<u>実施機関の諮問に</u>応じて審議し、<u>又は実施機関</u> _____に意見を述べるができる。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>豊川市情報公開条例及び豊川市個人情報保護条例</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、審査請求に係る事件の調査審議において必要があると認めるときは、当該<u>実施機関</u> _____に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>実施機関</u> _____は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、審査請求に係る事件の調査審議において必要があると認めるときは、当該<u>実施機関</u> _____に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている</p> |

情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

---

## 理 由

この案を提出するのは、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、豊川市個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し必要な事項を定め、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。